

中丹ふるさとを守る活動に関する協定書（例）
（農村交流活動）

〇〇会社（以下「甲」という。）、〇〇市（以下「乙」という。）及び京都府中丹広域振興局（以下「丙」という。）は、中丹ふるさとを守る絆ネット推進事業実施方針（平成23年〇月〇日施行）に基づき甲が行う農村交流活動（以下「交流」という。）の実施に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、農村地域等において地域住民がいきいきと安心して暮らし続けることができることを目指して、甲、乙及び丙が積極的に協力し、交流を行うことにより、農村の維持活性化を図ることを目的とする。

（活動の対象とする地域）

第2条 交流を実施する地域については、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

（甲の責務）

第3条 甲は地域の維持、活性化のために必要な交流を誠意を持って実施するものとし、地域住民と意志疎通を図るとともに、地域環境に負荷をかけないように努めるものとする。

（乙の責務）

第4条 乙は、交流を実施する地域住民の意向や地域事情を充分把握し、円滑な交流が実施できるよう、甲と地域住民との調整を図るものとする。

2 乙は、本協定の趣旨を広報するなど、甲の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

（丙の責務）

第5条 丙は、甲及び乙の活動が円滑に進むよう協議調整を行うとともに、ホームページ等においてこの協定の内容等の情報発信を行うなど必要な支援を行うものとする。

（個人情報の保護）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

（相互連携）

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 社会情勢の変遷等によって、この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (住 所)
(会社名)
(役 職)
氏 名

乙 ○○市
市長名

丙 京都府
京都府中丹広域振興局長名

中丹ふるさとを守る活動に関する覚書（例）
（農村交流活動）

〇〇会社（以下「甲」という。）及び〇〇自治会（以下「乙」という。）は、甲が行う農村交流活動（以下「交流」という。）の実施に関して、次のとおり覚書を締結する。

（覚書の目的）

第1条 この覚書は、「ふるさとを守る活動に関する協定書」（平成 年 月 日締結以下「協定書」という。）に基づき実施する交流に関し、必要な事項を定めるものとする。

（活動の対象とする地域）

第2条 活動の対象とする地域は次のとおりとする。

地域名

（活動の実施）

第3条 甲は、地域住民等と連携、協力して次のような交流を実施するものとする。

2 交流にかかる費用負担については事業ごとに甲及び乙が協議して定めるものとし、事故等が発生した場合は甲及び乙が関係法令等を遵守し誠実に協議するものとする。

（協働）

第4条 甲及び乙は、甲が本覚書に基づく交流を適切に実施できるよう事業の企画・運営段階から協働するとともに、地域住民等との連携、交流等を積極的に実施するものとする。

（信義誠実の義務）

第5条 甲及び乙は第1条の目的を達成させるために信義に則って相互に協力し、誠実に本覚書の内容を履行しなければならない。

（有効期間）

第6条 この覚書の有効期間は、協定書の有効期間と同じとする。

（その他の事項）

第7条 本覚書の履行に必要な事項であって、本覚書に定めのないもの及び本覚書の事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この覚書を証するため、本書面を2通作成し、甲、乙が当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

平成 年 月 日

甲 ○○株式会社
代表取締役社長

乙 ○○自治会
自治会長